

# 市からの 連絡帳

## 11月23日(祝) 各種サービス停止

市庁舎の電気設備点検に伴い、11月23日(祝)は終日、次のサービスが停止となります。ご理解とご協力をお願いします。

**公共施設予約管理システム**

- ロビー端末
- ※スポーツ施設3館(スポーツセンター・総合体育館・きらっと)に配置しているロビー端末は利用できません。
- 有料施設の入金
- ※有料施設を利用する方で、11月23日(祝)支払期限の利用料金については、スポーツ施設3館および保谷こもれびホールを除き11月22日(日)までに各施設の営業日に入金をお願いします(入金のお問い合わせは利用施設へ)。
- ▶情報推進課 ☎042-460-9806

**証明書コンビニ交付一部サービス(全店舗)**

※戸籍証明書・戸籍の附票の発行ができません。その他の証明書は発行可能です。

- ▶市民課 ☎042-460-9820
- 保 ☎042-438-4020

**図書館HP・メール送受信サービス・各図書サービス**

※図書館は全館休館です。

- ▶中央図書館 ☎042-465-0823

## 年金

**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付**

令和2年1月1日～9月30日に国

民年金保険料を納付した方に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「控除証明書」)が11月上旬に日本年金機構から送付されます。確定申告や年末調整の手続には、この控除証明書(または領収証書)の添付が必要となりますので大切に保管してください。

※家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除を受けられます。

※10月1日～12月31日に今年初めて納付をした場合は、翌年2月上旬に送付されます。

**問①ねんきん加入者ダイヤル**  
☎0570-003-004(ナビダイヤル)050から始まる電話からは  
☎03-6630-2525

- 平日：午前8時30分～午後7時
- 第2(土)：午前9時30分～午後4時
- ※祝日(第2(土)を除く)・12月29日～1月3日を除く

**②武蔵野年金事務所**  
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

- ▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 子育て 一時保育利用登録更新

令和3年度以降も一時保育の継続を希望する方は更新手続が必要です。

**□受付期間** 令和3年1月4日(月)～18日(月)

**□手続が必要な方** 12月28日(月)までに登録した方(1月4日(月)以降に登録する方は手続不要)

**□提出書類** ●一時保育利用登録申請書 ●児童連絡票 ●食事アンケート ●食物アレルギー生活管理指導表(食物アレルギーのある児童のみ)

**□配布・提出場所** 一時保育実施保育園・保育課(田無第二庁舎2階)

※登録済みの方への事前告知送付はありません。更新書類の提出がない場合

は令和3年4月1日以降の利用ができませんのでご注意ください。

※更新登録証は現在使用中の同じ番号になります。更新した方はそのままお使いください。登録証を紛失した方は下記へご連絡ください。

- ▶保育課 ☎042-460-9842



## 福祉 家族介護慰労金・家族介護用品を支給

在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために支給します。

**※** 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上、市民税非課税世帯に属する方

※申請日の属する月の前月末日を基準とします。

※前年度支給を受けている方は、申請から1年以上経過していなければ申請できません。

過去1年間以上	要介護4または5と認定されている市民税非課税世帯に属する介護保険サービスを利用していない高齢者(通算7日間までの短期入所生活介護(ショートステイ)および短期入所療養介護(医療型ショートステイ)利用を除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院などに延べ90日以上長期入院をしていない

**□慰労金支給額** 年額10万円

**□介護用品** 年間で2万円相当額分を限度として支給

**申** 12月28日(月)まで(土・日・祝を除く)に、介護保険被保険者証・認め印・金融機関口座の分かるもの(郵便局を除く)を高年齢支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ持参

- ▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

## 文化・スポーツ 令和3年度「きらっと」文化活動団体対象の事前調整会議

令和3年度に南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」を、展示会などで連続利用する文化活動団体を対象に、事前調整会議を行います。

**時** 11月20日(金)午後6時30分

**場** きらっと ※当日、直接会場へ

**問** きらっと ☎042-451-0555

- ▶スポーツ振興課 ☎042-420-2818

## 令和3年度 スポーツ施設の事前利用申請

**□対象事業** 市内で活動するスポーツ団体などが主催する広く市民を対象としたスポーツ大会など

**申** 12月4日(金)～23日(水)に各施設の空き状況を問へ確認のうえ、スポーツセンター・総合体育館・きらっとの窓口へ申請してください。

※日程などを調整するため、決定には受付締切後1カ月程度(内容によってはお断りする場合があります)かかります。

※2月1日(月)以降は申込順で受け付けます。

**□提出書類** ①事前申請願(指定様式) ②施設使用に関する添付資料(指定様式) ③事業の要項 ④事業の収支見積書(参加料を徴収する場合のみ) ⑤団

# 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について

**◆中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減**

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者(以下「中小事業者等」)に対して、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税を、令和3年度課税の1年分に限り、収入の減少率に応じて課税標準額を減額します。

**□軽減の対象となる方**  
令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少している中小事業者等

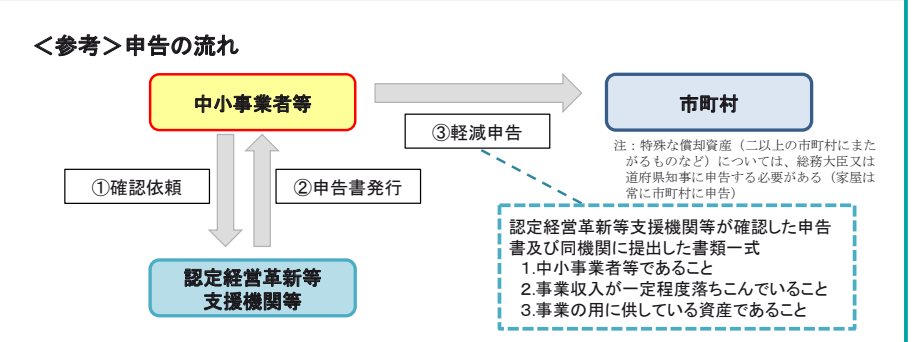
**□軽減の対象となる資産**  
事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税

**□軽減割合**

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

**□手続の流れ**

- ①新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋および償却資産に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書(以下「特例申告書」)に必要事項を明記してください。  
※特例申告書の取得方法：市HP・資産税課窓口などで配布
- ②認定経営革新等支援機関等へ必要書類を提出し、特例申告書内の【認定経営革新等支援機関等確認欄】に記入・押印をもらってください。
- ③特例申告書および認定経営革新等支援機関等へ提出した資料一式の写しを市役所資産税課に提出してください。償却資産の場合は、令和3年度償却資産



申告書も併せて提出してください。

**□必要書類**

- 特例申告書
- 収入が減少したことが分かる書類(会計帳簿・青色申告決算書など)
- 事業用家屋の場合は、事業用割合が分かる書類(青色申告決算書・収支内訳書・見取り図など)

**□提出期限** 令和3年2月1日(月)まで

※令和3年1月20日(水)までにご提出いただきますようご協力をお願いします。制度の内容、適用手続などの詳細については、中小企業庁HPをご確認ください。

**◆生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、先端設備等導入計画の認定を受けた一定の機械装置・器具備品などの償却資産に加えて、一定の事業用家屋および構築物を適用対象に追加し、固定資産税の課税標準額をゼロとします。制度の内容、適用手続などの詳細については、中小企業庁HPをご確認ください。

- ▶資産税課 ☎042-460-9830

